

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		令和5年7月31日					
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）					
京都市上京区河原町通広小路の梶井町465		京都府公立大学法人 理事長 金田 章裕 電話 075-212-5406					
主たる業種	大学	細分類番号	8	1	6	1	
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	令和2年4月から令和5年3月まで						
基本方針	平成29年度から令和元年度までの平均排出量を基準に、令和4年度の延床面積あたりの事業活動に伴う排出量を3%削減する						
計画を推進するための体制	エネルギー管理統括者（法人理事・事務総長）を責任者とし、エネルギー管理企画推進者（医科大学総務課長）が実務面で取組を牽引し、医大、医大附属北部医療センター、府大それぞれのエネルギー管理員が現場での地球温暖化対策を推進する						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (29～1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	28,442.4 トン	27,724.5 トン	28,015.5 トン	25,147.3 トン	-5.2 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	28,059.7 トン	27,724.5 トン	28,015.5 トン	25,147.3 トン	-3.9 パーセント	
	実績に対する自己評価	大学の授業においてオンライン授業の継続や対面授業の復活など、施設の使用状況に変更が生じ、最終的には例年よりもエネルギー使用量が減少した					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	増減率
	教育・医療	事業活動に伴う排出の量 (延床面積×1/100)	12.18	11.92	12.03	10.83	-4.82 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	実績に対する自己評価	大学の授業においてオンライン授業の継続や対面授業の復活など、施設の使用状況に変更が生じ、最終的には例年よりもエネルギー使用量が減少した					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	備考	
		81.0 パーセント	81.0 パーセント	81.0 パーセント	81.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(2)年度	機器の適正な運転管理に努める。総労働時間の縮減に努める					
	(3)年度	機器の適正な運転管理に努める。総労働時間の縮減に努める					
	(4)年度	機器の適正な運転管理に努める。総労働時間の縮減に努める					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	通勤手段は、自転車又は公共交通機関の使用を原則とし、やむをえない者に限り、自家用車での通勤を許可することとする					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	従来から実施しており、自動車使用への一定の抑制効果がある					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	京都府立大学では、附属農場や附属演習林等において府民が参加できる公開講座やワークショップを実施し、環境問題の意識啓発につなげている						
特記事項							

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

注3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

注4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

注5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。